

2021年12月13日

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、

「過去に委託法人職員が個別訪問により現金で受信料を徴収した件数と金額が分かる資料一切」に係る文書開示の求めがあった。

この求めに対してNHKは、放送受信料の契約・収納業務の管理の過程において、法人事業者が訪問で収納した受信料について、現金で収納した件数や金額を判別することができる文書は作成しておらず、求めの内容に係る文書は存在しないため、開示することができないとした。

これに対して視聴者より、「徴収された受信料が収納区分別に管理されていることは容易に想像でき、件数及び金額を管理している資料は存在すると考える」などとして、再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

求めの内容に係る文書は作成しておらず、存在しないため、開示することができない。

3 審議委員会の判断

当審議委員会で関係部局から説明を聴取したところ、NHKとして開示の求めに係る文書は作成しておらず、存在しないとのことであり、その主張に、特段不自然、不合理な点は認められなかった。

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

2021年11月29日（第310回審議委員会）

第854号 諮問、審議

12月13日（第311回審議委員会）

審議、答申